

令和5年1月12日
午後3時00分発表



広 報 資 料

問い合わせ先
稚内海上保安部
次長 山本 健二
TEL 0162-22-0118

海面救助員認定訓練 ～ 救える命は確実に救う ～

海上保安庁では令和3年度に一般海上保安官による海面救助の規則を全管区で統一したものに定め、これに伴い、稚内海上保安部では、昨年6月から稚内海上保安部職員を対象に水中マスクやフィンを使用した訓練を行い、この度、海面救助員として認定されることになりました。

そこで、海面救助員に認定された職員の認定式を下記のとおり実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 日時

令和5年1月20日（金）午後4時30分～午後4時45分

2 場所

稚内海上保安部4階会議室（稚内合同庁舎4階）

3 その他

(1) 取材を希望される方は、1月19日（木）1200までに稚内海上保安部管理課まで連絡をお願いいたします。

(2) 海面救助員の認定にかかる溺者救助訓練の様様については、当部で撮影した画像及び動画をオンラインストレージサービスにより提供いたします。